

公益財団法人広島平和文化センターひろしま奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島平和文化センターひろしま留学生基金設置規程第1条に規定する留学生のための奨学金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 ひろしま奨学金を受給できる者は、私費の外国人留学生で、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4に規定する「留学」としての在留資格を有する者
- (2) 広島市内の大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程又は日本語教育機関（以下、「大学等」という。）に在籍している正規の学生で2年以上の課程に在籍する者、かつ、広島市内に居住する学業、人物共に優秀で、法令や社会規範を遵守している者
- (3) 平和及び国際交流に関心を持ち、貢献できる者
- (4) 学費等の捻出が困難で、かつ他の奨学金又はこれに類する金銭給付を受けていない者
- (5) 広島市留学生会館に入居していない者及び入居の決定を得ていない者
- (6) 年2回活動レポートを提出すること（前期分及び後期分）
- (7) 当センターが実施する「平和学習講座」に申請時点において参加が見込める者

(奨学金の決定)

第3条 奨学金の受給希望者は、別に定める奨学金申請書等の書類を在籍する大学等に提出しなければならない。

- 2 大学等は、受給希望者の出身の国・地域については多様性を図るように努めるものとしたうえで、受給希望者の平和貢献及び国際交流に対する意欲、学業成績、経済状況などを勘案し、他の学生の模範となる者を選定し順位を付して公益財団法人広島平和文化センターに推薦するものとする。
- 3 奨学生の数は、予算の範囲内で定めるものとし、大学等からの推薦を受けた者の中から、別に定めるひろしま奨学金選考委員会が書類審査により選考する。
- 4 奨学生は、受給決定通知を受領した後10日以内に別に定める誓約書を提出しなければならない。

(支給額及び支給期間)

第4条 奨学金の支給額は、月額30,000円とする。

- 2 奨学金の支給期間は、1年間とする。ただし、中途受給者については、当該年度内においてのみ支給する。

(奨学金の支給日)

第5条 奨学金の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。なお、4・5・

6・7月分は、7月末日までに支給する。

2 センターの事業実施上やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、初回の支給日を変更することができる。

(奨学金支給決定の取消し)

第6条 奨学金の支給が決定した後でも、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められた場合は、その決定を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 第2条の要件に該当しなくなった場合
- (3) 病気その他の理由により留学の目的が達せられなくなった場合
- (4) 学業成績又は素行が不良である場合

(奨学金の返納)

第7条 奨学金の支給後に前条各号の理由が生じたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(返還義務)

第8条 奨学金は返還義務を伴わないものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。